

商工会議所簿記検定試験出題区分表の改定について

平成24年2月9日
日本商工会議所

1. 基本的な考え方

日本商工会議所では、簿記検定試験の出題の基礎的な指針として、「商工会議所簿記検定試験出題区分表」(以下「区分表」と略す)を昭和34年9月に制定以来、会計諸基準の設定・改訂および関係法令の制定・改正等を踏まえ、区分表の改定を行い、この度も、企業会計を取り巻く環境の変化に的確に対応するとともに、近年の出題傾向を踏まえ、改めて「区分表」等を見直し、出題項目の修正または追加を行いました。

なお、「工業簿記・原価計算」および「許容勘定科目表」につきましては、改定事項はありません。

今回改定の「区分表」については、平成24年4月1日から適用(平成24年6月10日施行の第131回簿記検定試験から適用)することとします。

2. 改定事項

「商業簿記・会计学」

出題項目	改定内容	趣 旨
第二 6. 引当金	ウ. 売上割戻引当金を追加し、以下の項目を繰り下げた	売上割戻引当金を2級で出題することが適当であると判断されたため
第二 8. 商品 ウ. その他の方法による売買取引の処理	1級に「総記法」を明示した	これまで「総記法」は、1級で出題されることが多かったが、出題実績に合わせて1級の範囲であることを明確にした
第七 会計基準および企業会計に関する法令等	「中小企業の会計に関する基本要領」を追加した	平成24年2月に「中小企業の会計に関する基本要領」が策定されたため